平成２６年（フ）第８９号
千葉県銚子市新地町1489番地
破産者　石田　初枝
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９０号
千葉県銚子市新地町1489番地
破産者　石田　荘八
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３７号
福岡市城南区松山２丁目33番10―206号
破産者　柏木工事サービスこと　柏木　幸造
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８８号
北海道石狩市花川南９条３丁目92番地15　ニトライ３号、開始決定時の住所北海道石狩市八幡４丁目164番地53
破産者　木村　敦史
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４９号
札幌市南区南沢３条４丁目６番３号　オスロ―202号
破産者　伊藤　　薫
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４５号
埼玉県越谷市大字袋山183番地７
破産者　向佐　慶司
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
相模原市中央区中央１丁目８番22号
破産者　岡村　英之
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４５号
愛知県江南市中奈良町熊野48番地　ナビタウン江南Ⅱ２番館1310号
破産者　原　敬太郎
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５号
長崎県佐世保市世知原町笥瀬324番地
破産者　朝永　伸彌
法定代理人成年後見人　朝永　節子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東347番地、破産手続開始決定時の住所熊本県球磨郡あさぎり町深田東299番地
破産者　大塚　真二
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第２２号
大分県豊後大野市三重町小坂3864番地８
破産者　赤嶺　浩文
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第９号
福島県相馬市和田字北迫223番地の23
破産者　渡邉　明彦
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第７５１号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目10番30号
破産者　服部あや子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３号
神奈川県厚木市長谷1248番地13　エポック93―101、開始決定時の住所神奈川県大和市深見西８丁目８番17号
破産者　秋元　健嗣
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６５号
横浜市港北区篠原西町17―22、住民票上の住所横浜市青葉区あかね台１丁目21番地１
破産者　新開　俊郎
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８３号
横浜市保土ケ谷区西久保町15―９　西横浜ダイカンプラザシティ３階303号室、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町山之上509番地の４
破産者　木村　泰樹
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９５号
横浜市旭区二俣川１丁目32番地　グリーンヒル二俣川210号
破産者　常木　健三
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部